

# 重要事項説明書(追補版)



2014年7月1日始期より、地震保険が改定されました。

これにより、同封の「重要事項説明書」の該当箇所につきまして、以下のとおり内容が変更となっておりますので、ご確認ください。

## 改定箇所 ① 注意喚起情報のご説明【別表】(2ページ)

【別表】保険料の割引制度一覧

割引の対象・名称	割引の適用条件	割引の適用にあたってのご注意
火災保険	オール電化住宅割引 補償の対象となる建物が「オール電化住宅」である場合 *すべての厨房設備、給湯設備および冷暖房設備を電気できまかなう住宅をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの割引を重複して適用することはできません。</li> <li>・割引の適用に際しては、所定の告知書をご提出いただく場合があります。</li> </ul>
	クッキングヒーター割引 補償の対象となる建物のすべての厨房設備を電気できまかなう場合 *主としてIHクッキングヒーター(電磁誘導加熱調理器)などの電気コンロを使用している厨房設備をいいます。	
地震保険 *地震保険の割引は重複適用できません。	免震建築物割引 補償の対象となる建物が「免震建築物」である場合 *住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険料が50%割引となります。</li> <li>・以下の書類をご提出いただく必要があります。</li> <li>・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)<sup>*1</sup></li> <li>・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)</li> <li>・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)</li> <li>・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)</li> <li>・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)<sup>*2</sup>および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類(写)</li> </ul>
	耐震等級割引 補償の対象となる建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下「評価指針」といいます)に定められた耐震等級を有している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震等級3の場合は50%、耐震等級2の場合は30%、耐震等級1の場合は10%、地震保険料が割引となります。</li> <li>・以下の書類をご提出いただく必要があります。</li> <li>・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)<sup>*1</sup></li> <li>・評価指針に基づく耐震性能評価書(写)</li> <li>・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)<sup>*3</sup>または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)<sup>*3</sup></li> <li>・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)<sup>*3</sup></li> <li>・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)<sup>*3</sup></li> <li>・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)<sup>*2</sup>および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類(写)<sup>*3</sup></li> </ul>
	建築年割引 補償の対象となる建物が1981年6月1日以降に新築された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険料が10%割引となります。</li> <li>・以下の書類にて、建物の新築年月が確認できることが必要となります。</li> <li>・建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等<sup>*4</sup>が発行<sup>*5</sup>する書類(写)</li> <li>・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)</li> </ul>
	耐震診断割引 補償の対象となる建物が1981年5月31日以前に新築され、下記の条件を満たす場合 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、1981年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険料が10%割引となります。</li> <li>・耐震診断または耐震改修の結果により、以下のいずれかを証明する書類をご提出いただく必要があります。</li> <li>・国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)</li> <li>・減税措置の適用を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書・住宅耐震改修証明書・地方税法施行規則附則に基づく証明書など)</li> </ul>

\*1:品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)を含みます。

\*2:認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

\*3:以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。

・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合

・「技術的審査適合証」において、耐震等級が確認できない場合

・「認定通知書」など①の書類のみご提出いただいた場合

\*4:国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。

\*5:建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

\*地震保険の割引については、補償の対象となる建物に対する上記割引の適用が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認書(写)またはこれらの代替として保険会社がお客様に対して発行する書類(写)(※)を確認資料とすることも可能です。

(※)「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。

## 改定箇所 ② 其他のご注意点のご説明 ソニー損保の火災保険・地震保険共通 II.ご契約後のご注意 4.重大事由による解除 (6ページ)

### 4.重大事由による解除

次の事由が生じた場合、弊社は書面による通知をもってご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合、これら事由が生じた時から解除するまでに発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできない場合があります。

(1) 保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

(2) 保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

(3) お客様または補償を受けられる方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること。

(4) (1)から(3)と同程度に弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。